

作手地域自治区 地域活動交付金審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、新城市地域活動交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項及び新城市地域活動交付金交付要領（以下「要領」という。）第3条に基づき、作手地域自治区の地域活動交付金の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査方法)

第2条 審査は公開で行い、交付申請団体は、次の内容を説明するものとする。ただし、総事業費が10万円未満の交付申請団体は、説明を省略することができる。また、やむを得ない事情により公開審査ができない場合には、書類のみの審査ができるものとする。

- (1) 団体の概要
- (2) 事業の目的
- (3) 活動計画
- (4) 必要経費の説明

(審査の基準)

第3条 審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 公益性

- ア 地域住民等のニーズがあり、必要性が高い事業と意思ですか。
- イ 幅広い地域住民等に参加の機会があり、利益を提供する事業と意思ですか。
- ウ 地域の課題解決や活性化につながる事業と意思ですか。

(2) 主体性

- ア 申請団体自ら汗をかいて行う事業と意思ですか。

(3) 実現性

- ア 事業の目的や効果に合った無理のない事業計画の内容と意思ですか。
- イ 事業計画の内容に合った無理や無駄のない予算計画と意思ですか。
- ウ 申請団体の実施体制や協力団体等との協力体制は整っていると思いませんか。

(4) 発展性

- ア 申請団体が今後も継続して同事業又は新たな事業を展開していくことが見込まれると思いませんか。
- イ 他の団体や分野へ波及効果をもたらすと期待できると思いませんか。

(5) 総合評価

- ア コメントを付して、事業の総合的な見解や個人的価値観で評価する。

2 審査は、前項各号に掲げる評価項目をもとに各委員が別紙採点票により、次の5段階で評価を行う。

大変良い	4点
良い	3点
やや不十分	2点
不十分	1点
悪い	0点

(交付事業の採択)

第4条 交付事業の採択は、平均得点の高い団体から採択する。ただし、平均得点が2.2未満の場合は、採択としない。

2 平均得点は、各委員が審査した前条第2項に掲げる採点票の合計得点を各委員の人数で割り、小数点第3位を四捨五入して算出する。

3 平均得点と同点の団体がある場合は、平均得点を算出した採点票の前条第1項第1号に掲げる公益性の項目においての平均得点が高い団体を上位とする。

4 採択を決定するときには協議の場を設け、決定に条件又は意見を付することができる。

5 やむを得ない事情がある場合は、前項の協議を書面で行うことができる。

(事務の所管)

第5条 この交付審査に関する事務は作手自治振興事務所が行うものとする。

(その他)

第6条 審査にあたり疑義が生じた場合及び本基準に定めのない事項については、地域協議協議会で協議する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年12月1日から施行する。